

# 水田農業経営の維持・発展に向けた支援対策について

【農林水産省】

## 提案・要望の内容

「新たな食料・農業・農村基本計画」の策定に当たり、生産条件の不利な中山間地域が大宗を占める島根県農業において、その根幹をなす「水田農業経営の維持・発展」に向けた次の対策を構築すること。

- 1 現行「水田経営所得安定対策」は、減収を十分に補てんする仕組みとなっていないため、米価が低下しても、担い手が水田農業経営を安定的に持続できるよう、再生産可能な所得を確保できる政策を確立すること。
- 2 水田農業を基幹とする集落営農については、生産の効率性の観点だけではなく、農地の保全（耕作放棄地の抑制・解消）や集落機能の維持など幅広い地域貢献機能を勘案して政策の対象に位置付け、組織の活動に必要な施設・機械等の導入などの支援を実施すること。
- 3 水田における飼料米・米粉等新規需要米の生産を拡大・定着させるため、主食用米収入相当の助成水準を維持するとともに、流通対策や販路の確保対策を講じること。

## 【現状と課題】

- ①生産条件の不利な中山間地域が大宗を占める島根県では、水田農業経営の規模拡大には限界があるため生産コストは低下しにくく、農産物価格の低下や生産コスト上昇の影響を受けやすい。一方で、現行の「水田経営所得安定対策」は、過去の米価を基準とし、それよりも価格が低下した場合の減収補てんであり、価格低下が続けば基準も下がり、補てん額も減少することや、補てん額算定に当たって、生産コストの上昇が加味されないため、近年の米価の低下傾向や肥料・農薬等生産資材価格の高騰を受け、中山間地域を中心に、本年産米の収入見込み額が生産コストを割り込むことが予測される。
  - ・このような状況となれば、水田農業経営が維持できず、ひいては食料自給率の低下にもつながる。
  - ・一方で、WTO農業交渉による国際化の進展によって、農産物価格の一層の下落などが引き起こされないよう、政府の毅然とした対応も必要である。
- ②現行基本計画において、「効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落を基礎とした営農組織」いわゆる「集落営農」が初めて担い手として位置付けられたことは高く評価する。この支援策として、「集落営農法人化等緊急整備推進事業」により農業用施設・機械等の導入支援が実施されているが、平成22年以降の事業の継続と複数年の継続事業採択など柔軟な支援制度が必要である。
  - ・一方、今後の農村地域の維持のためには「地域の合意に基づき、農業と暮らし（集落機能の維持）を合わせ追求する集落組織の育成」という新たな考え方の導入が必要である。
  - ・本県では、個別担い手の育成が困難な中山間地域等を中心として、昭和50年代から全国に先駆け集落営農を積極的に育成してきたが、平成20年度からは、「効率的かつ安定的な経営体」に加え、地域を守る担い手として「地域貢献型集落営農」を位置づけ、支援を開始したところである。
  - ・こうした、集落等を単位とした話し合いに基づく集落営農組織の育成により、集落の維持、ひいては県土の保全が図られることから、これら組織の新規設立、有害鳥獣対策や耕作放棄地対策に一体的に取り組むモデル組織の育成などの取組への支援が必要である。

- ③本県では畑作物への作付転換が困難な湿田が多く、水田の4割にも及ぶ生産調整は、既に限界に達しており、耕作放棄地の発生要因ともなっている。
- ・このため、水田を水田のまま利用する新規需要米の生産拡大は、生産調整の実効性の確保のみならず、耕作放棄地の拡大防止や食料自給率の向上等にも貢献することから、今後、必須の農業政策であり、この推進のためには、生産コストの補てん、流通の仕組みづくりや販路の確保等に国として取り組む必要がある。
  - ・また、新規需要米の定着を図るためにも「水田等有効活用促進対策」及び「需要即応型生産流通体制緊急整備事業」の継続と合わせ、生産調整の確実な達成や食料自給率向上の観点から、対象作物にそばや雑穀等を加えるなど対策の拡充も必要である。

### 【本県の取り組み状況・方針】

- 本県の集落営農の育成数は、平成19年度末現在555組織（うち特定農業法人・団体25%）となっている。
- これらの組織は、水田農業の担い手として基幹的役割を果たしているとともに、集落機能の維持や耕作放棄の防止・解消などの農地の保全機能を果たしており、農山村地域の暮らし、即ち地域を守る担い手として大きな役割を担っている。
- 一方、これらの組織は中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全対策にも積極的に取り組み、総合的に組織内農家の所得向上に取り組んでいる。
- また、集落ぐるみでの有害鳥獣対策を実施し、防護柵の設置や集落が主体となったモデル実証、さらには周辺集落への波及にも取り組んでいる。
- 新規需要米については、平成20年度から「飼料米生産定着化モデル事業」による飼料米の生産、流通、給与に関する課題抽出と解決に向けた取り組みを進めており、今後より一層の生産拡大を行うこととしている。
- この一環として、不作付地等への新規需要米の積極的な推進と「産地確立交付金」の有効活用について、指導、助言を行なっている。

### 【提案要望の効果】

- 中山間地域水田農業の基幹的担い手である集落営農などの経営維持が可能となり、担い手が安心して稲作に取り組める環境が整備される。
- 「農村地域を守る担い手」としての集落営農が育成され、取組が持続されることによって、農地の保全や集落機能の維持が図られ、農山村地域の暮らしが守られる。
- 転作作物として新規需要米等に安心して取り組めることにより、生産調整の実効性が確保され、米価の安定が図られるとともに、食料自給率向上にも繋がる。
- 県土の大宗を占める中山間地域の水田農業を維持することは、中山間地域農村の維持・活性化を図る上で重要な要素となる。